

湖西市建設業関連業務委託に係る最低制限価格取扱要領の運用基準

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条関係

(1) 湖西市建設業関連業務委託に係る最低制限価格取扱要領(以下「要領」という。)に該当する複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 「土質調査業務委託標準積算基準」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第4号の地質調査業務を適用し、「共通仮設費」を間接調査費とし、最低制限価格を算定するものとする。

附 則 (令和3年2月17日制定)

この運用は、令和3年3月1日から施行し、同日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、令和7年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、令和7年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行う業務委託契約から適用する。